

## 中津川市中小企業小口融資制度のご案内

## ～低利率・保証料補給で中小企業者をサポート～

中津川市では、厳しい経済環境の中で積極的に事業を営む市内中小企業事業者の皆様の経営の安定化を支援するため、「中津川市中小企業小口融資制度」により融資を行っています。

融 資 名	中津川市中小企業小口融資
融 資 の 内 容	市内で事業を営み、業務上の運転資金や設備資金が必要な方に対して、岐阜県信用保証協会の保証を付して、中津川市が融資を行う制度です。
融 資 利 率	<b>年 0.8%</b>
信 用 保 証 料 率	年 0.5～2.2% ※保証料率は、保証協会が借入状況等を勘案して決定します。 ※支払った信用保証料の額に相当する額以内（上限30.25万円/回、同一年度内上限60.5万円）を市が補給。（コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、令和6年4月29日までに受けた融資に限り上限60.5万円/回、121万円/年に拡充されま す。） ※補給金額は10円未満切り捨てとなります。
貸 付 限 度 額	○一中小企業者につき10万円単位で2,000万円まで （現行で信用保証協会の利用がある場合は、その差引残高）
資 金 使 途	運転資金…仕入資金、手形決済、賞与充当等 設備資金…機械器具購入資金、営業車購入資金、店舗改装等 ※借り換えはできません。
返 済 方 法	一括返済…6、7、8、9、10、11、12ヶ月 月賦返済…120ヶ月以内（据置期間6か月以内を含む）
利 子 補 給	コロナウイルス感染症の影響を受けている場合に限り第1回目から第36回目 までの利子相当額を補給します（補給上限額なし） ※補給金額は10円未満切り捨てとなります。

融 資 の 条 件	<p>○中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の方  製造業（物品の加工修理業を含む）、鉱業、土石採取業、木材伐出業、建設業、  物品販売業（動植物その他普通に物品と言わない者の販売業を含む）、不動産  業、運送業、通運事業、倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含  む）、ガス供給業、印刷業、出版業、サービス業、損害保険代理業</p> <p>○市内に店舗、工場又は事業所があり、市内で引き続き1年以上同一事業を営  んでおり、将来も引き続き営業を続ける見込みのある方</p> <p>○常時使用する従業員の数が20名（商業又はサービス業を主たる事業とする  事業者については、5人）以下の法人および個人の方  （中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模事  業者）</p> <p>○原則中津川市の市民税（法人の場合は法人市民税）の課税があつて、これを  完納している方</p> <p>○風俗営業法の許可を取得していない方</p> <p>○融資について計画通り償還が可能な方</p> <p>○信用保証協会（以後、協会という）の代位弁済を受けた事がない方</p> <p>○協会の代位弁済を受けている方の連帯保証人でない方</p>
担 保 及 び 保 証 人	原則として不要。（無担保、無保証）
保証人を必要とする場合	法人で市民税が均等割のみの場合は、代表者が連帯保証人となります。 （それ以外にも保証人が必要となる場合がございます。）
必 要 添 付 書 類	<p><b>申込本人分</b></p> <p>○稟議書（※金融機関用の書類） 1通</p> <p>○信用保証委託申込書  （申込人（企業）概要、信用保証依頼書等含む） 1式</p> <p>○信用保証委託契約書 1通</p> <p>○印鑑証明（個人・法人いずれか） 2通  （金融機関用1通・信用保証協会用1通（過去に信用保証協会へ提出した印  鑑証明と内容が変わらない場合は不要））</p> <p>○履歴事項全部証明書（法人のみ） 1通</p> <p>○市県民税の納税証明書（法人の場合は法人市民税納税証明書）  ※1 非課税の場合は「非課税証明書」 1通  ※2 納税証明書は、申込日より過去1年間に納期の到来した分  （最長2年分）について必要となります。  ※3 完納証明ではありません。</p> <p>○市税調査等承諾書 1通</p> <p>○固定資産評価額証明書または名寄帳兼課税台帳 1通</p> <p>○申告書または決算書の写し ※全ページ 1通  白色申告者の場合…白色申告書及び収支内訳書（2期分）  青色申告者の場合…青色申告書及び青色申告決算書（2期分）  法人の場合 …決算書（2期分）</p> <p>○設計書及び見積書（設備資金の場合） 1通</p> <p>○手持工事一覧表（建設業の場合） 1通</p>

	<p>○風俗営業許可に伴う宣誓書（飲食業の場合） 1通</p> <p>○許認可証の写し（許認可証必要業種の場合） 1通</p> <p><b>保証人を必要とする場合の保証人分</b></p> <p>○印鑑証明書 2通 （金融機関用1通・信用保証協会用1通（過去に信用保証協会へ提出した印鑑証明と内容が変わらない場合は不要））</p> <p>○固定資産評価額証明書または名寄帳兼課税台帳 1通</p> <p>○市税調査等承諾書 1通</p>
取 扱 金 融 機 関	<p>十六銀行 中津川・南中津川支店      三菱UFJ銀行中津川支店</p> <p>愛知銀行中津川支店      岐阜信用金庫 中津川・坂下・付知支店</p> <p>東濃信用金庫中津川支店      大垣共立銀行中津川支店</p> <p>益田信用組合加子母支店      八十二銀行中津川支店</p>
<p><b>【融資制度に関する相談・お問合せ】</b></p> <p>☆中津川市役所・商工観光部商業振興課（にぎわいプラザ4F）</p> <p style="text-align: center;">TEL 0573-66-1111（内線4268）</p> <p>☆市内取扱金融機関 上記「取扱金融機関」</p>	

（中津川市 R5.12）